

令和7年6月市議会定例会提案予定議案（要旨）

議案第1号 令和7年度銚子市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ3億9,731万4千円増額し、総額を313億131万4千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

(1) 定額減税補足給付金（不足額給付）経費	2億395万2千円
(2) ちば銚子熱中小学校関係経費	100万円
(3) UIJターンによる起業・就業者等創出事業経費	1,400万8千円
(4) 地域力創造アドバイザー活用経費	180万円
(5) 自治体情報システム標準化・共通化関係経費	1億1,473万5千円
(6) 消防庫新築経費	3,355万9千円
(7) 小学校統合経費	869万4千円
(8) 学校給食センター次期事業移行準備経費	1,650万円

議案第2号 銚子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、育児部分休業の取得形態が多様化されるとともに、千葉県において育児部分休業の拡充制度である子育て部分休暇についても取得形態が多様化されること並びに人事院勧告において妊娠・出産時や育児期の職員への支援制度に関する周知等が義務付けられたことから、本市においても同様の措置を講ずるため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 育児部分休業（無給）制度の拡充

未就学の子を養育する職員を対象に、「1日につき2時間の範囲内」で取得可能な育児部分休業について、「1年につき10日相当の範囲内」の取得形態を新設し、いずれかの取得形態を選択できるようにする。

(2) 子育て部分休暇（無給）制度の拡充

小学校1年生から3年生までの子を養育する職員を対象に、「1日につき2時間の範囲内」で取得可能な子育て部分休暇について、育児部分休業と同様の取扱いとなるよう取得形態を拡充する。

(3) 支援制度に関する情報提供等

職員本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員又は3歳に満たない子を養育する職員への仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、利用の意向確認等についての規定を新設する。

○施行期日 一部の規定を除き、令和7年10月1日

議案第3号 銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する事務が準法定事務に追加されたことから、個人番号の独自利用事務を定めた条例について、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

別表第1から「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する事務」を削る。

○施行期日 公布の日

議案第4号 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の中核機関を設置したことに伴い、相談員を配置するため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

中核機関相談員及びその報酬の額を別表第4に規定する。

○施行期日 公布の日

議案第5号 財産の取得について

自治体情報システムの標準化に向け、標準化対象20業務に係るシステムを国が作成する標準仕様書に準拠したシステムに移行するため、これらのシステムの運用に当たり必要となる所定のミドルウェアを取得しようとするもの

○議案の概要

- (1) 取得財産 標準化対象20業務に係るシステムを国が作成した標準仕様書に準拠したシステムに変更し、運用するために必要となるミドルウェア
- (2) 取得金額 21,474,838円
- (3) 取得の相手方 東京都江東区東陽2丁目3番25号
株式会社内田洋行 営業支援統括グループ
取締役常務執行役員 営業支援統括グループ統括
小柳諭司

議案第6号 財産の取得について

千葉県全域での消防救急無線のデジタル化に伴い、平成25年度に購入した消防救急デジタル無線装置について、経年劣化への対応及び機能の増強を目的に更新整備しようとするもの

○議案の概要

(1) 取得財産

ア	卓上型固定移動局無線装置	1台
イ	車載型移動局無線装置（消防車両）	10台
ウ	車載型移動局無線装置（救急車両）	4台
エ	車載型移動局無線装置（広報車両）	1台
オ	携帯型移動局無線装置	16台
カ	可搬型移動局無線装置	1台
キ	卓上型受令装置	4台

(2) 取得金額 79,200,000円

(3) 取得の相手方 東京都中央区晴海1丁目8番11号

OKIクロステック株式会社

代表取締役 富澤博志

議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が作成した標準仕様書に準拠したシステムへ移行する必要性が生じたことに伴い、現行の基幹システム（令和4年11月導入）一式賃貸借契約を変更し、一部解除することにより、相手方に与える損害について、その損害賠償の額を定め、相手方と和解しようとするもの

○損害賠償額 107,025,600円

議案第8号 損害賠償の額の決定及び和解について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が作成した標準仕様書に準拠したシステムへ移行する必要性が生じたことに伴い、現行の滞納管理システム（令和4年11月導入）一式賃貸借契約を解除することにより、相手方に与える損害について、その損害賠償の額を定め、相手方と和解しようとするもの

○損害賠償額 7,708,800円

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（銚子市市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の改正に伴い、軽自動車税における種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しの

ほか、特定マンションに係る固定資産税の特例適用規定の新設など所要の改正を行うため、専決処分をしたので、これを議会に報告し、その承認を求めようとするもの

○改正の概要

(1) 二輪車の車両区分の見直し

総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする。

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の適用要件の拡大

当該マンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合であっても、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設する。

○施行期日 一部の規定を除き、令和7年4月1日

○専決処分日 令和7年3月31日

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（銚子市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の改正に伴い、引用法令条項にずれが生じた規定について所要の改正を行うため、専決処分をしたので、これを議会に報告し、その承認を求めようとするもの

○改正の概要

地方税法等の改正に伴い、条例において引用する条項の移動等による規定の整備を行う。

○施行期日 令和7年4月1日

○専決処分日 令和7年3月31日

以 上

○令和7年6月議会議案説明者及び議案担当課室等一覧

議案番号	議案名	議案説明者	議案担当課室等
第1号	令和7年度銚子市一般会計補正予算（第1号）	財政課長	財政課財政室
第2号	銚子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	総務課長	総務課人事室
第3号	銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	社会福祉課長	社会福祉課社会福祉室
第4号	銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	高齢者福祉課長	高齢者福祉課
第5号	財産の取得について	企画課長	企画課情報政策室
第6号	財産の取得について	消防長	消防本部消防総務課
第7号	損害賠償の額の決定及び和解について	企画課長	企画課情報政策室
第8号	損害賠償の額の決定及び和解について	企画課長	企画課情報政策室
第9号	専決処分の承認を求めることについて（銚子市市税条例の一部を改正する条例）	税務課長	税務課課税室
第10号	専決処分の承認を求めることについて（銚子市都市計画税条例の一部を改正する条例）	税務課長	税務課課税室